

別紙 04 事業者が加入すべき保険

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者等の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 本件建設工事に係る保険

(1) 建設工事保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	建設企業
被保険者	事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに市を含む
保険の期間	建設工事着工予定日を始期とし、本引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	建設工事費
補償する損害	工事現場において不測かつ突発的な事故によって本工事の目的物等に生じた損害

(2) 請負業者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	建設企業
被保険者	事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに市を含む
保険の期間	建設工事着工予定日を始期とし、本引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	対人：1 名当たり 1 億円以上、1 事故当たり 10 億円以上 対物：1 事故当たり 2,000 万円以上
補償する損害	本工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(3) 法定外労働災害保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	建設企業
被保険者	本工事に従事する全ての労働者
保険の期間	建設工事着工予定日を始期とし、本引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	死亡ないし重度障害（障害等級第三級以上）の場合、1 名当たり 500 万円以上
補償する損害	本工事に従事する労働者の死亡ないし身体損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(4) 生産物賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	建設企業
被保険者	事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに市を含む
保険の期間	本件引渡日から 2 年間
てん補限度額	対人・対物共通で 2 億円／2 年間（期間通算）以上とする。

補償する損害	工事の完成引渡し後、工事目的物の瑕疵、欠陥に起因して派生した 第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、周辺住民を含む。）に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。
--------	---

（５）建設業退職金共済制度にもとづく掛金収納書の提出

- 建設業退職金共済制度（契約者は建設企業とする。）にもとづく掛金収納書（契約者が発注者へ）を提出すること。
- 共済証紙については、建設現場ごとの建設業退職金共済制度対象労働者及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとし、これを当該労働者の共済手帳に貼付する。なお、的確な把握ができない場合は、建設費（消費税及び地方消費税を含む）に対する率として次表を参考とする。

建設費（消費税及び地方消費税を含む）	率
5 億円以上	1.8/1,000

※上表は、労働者延べ就業予定数の 7 割が建設業退職金共済制度対象労働者（被共済者）であると仮定した数値のため、被共済者が労働者延べ就業予定数の 7 割とならない工事については、上表の数値に対象工事における労働者の建退共制度加入率（％）／70（％）を乗じて補正すること。

- 掛金収納書（契約者が発注者へ）は「建設業退職金共済掛金収納書（計算書）」に貼付し、市へ提出すること。